

JIS

イノベーション・マネジメントー イノベーション・マネジメントシステムー 手引

JIS Q 56002 : 2023

(ISO 56002 : 2019)

(JIN/JSA)

令和 5 年 9 月 20 日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	松橋 隆治	東京大学
(委員)	安部 泉	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	大瀧 雅寛	お茶の水女子大学
	奥野 麻衣子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
	木村 一弘	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	倉片 憲治	早稲田大学
	是永 敦	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	椎名 武夫	千葉大学
	寺家 克昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	清家 剛	東京大学
	高辻 利之	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	千葉 光一	関西学院大学
	寺澤 富雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	渡田 滋彦	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	中川 梓	一般財団法人日本規格協会
	久田 真	東北大学
	廣瀬 道雄	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	星川 安之	公益財団法人共用品推進機構
	細谷 恵	主婦連合会
	棟近 雅彦	早稲田大学
	村垣 善浩	神戸大学
	山内 正剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
	山田 陽滋	豊田工業高等専門学校
	和辻 健二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 5.9.20

官 報 掲 載 日：令和 5.9.20

原 案 作 成 者：一般社団法人 Japan Innovation Network

(〒100-0011 東京都千代田区内幸町 1-1-1 帝国ホテルタワー TEL 03-5510-7188)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 松橋 隆治)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
0.0A 一般	1
0.1 概論	1
0.2 イノベーション・マネジメントの原理原則	2
0.3 イノベーション・マネジメントシステム	2
0.4 他のマネジメントシステム規格との関係	4
1 適用範囲	5
2 引用規格	5
3 用語及び定義	5
4 組織の状況	6
4.1 組織及びその状況の理解	6
4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解	6
4.3 イノベーション・マネジメントシステムの適用範囲の決定	7
4.4 イノベーション・マネジメントシステムの確立	7
5 リーダーシップ	9
5.1 リーダーシップ及びコミットメント	9
5.2 イノベーションの方針	11
5.3 組織の役割、責任及び権限	11
6 計画	12
6.1 機会及びリスクへの取組み	12
6.2 イノベーションの目標及びそれを達成するための計画策定	12
6.3 組織構造	13
6.4 イノベーションのポートフォリオ	13
7 支援体制	14
7.1 経営資源	14
7.2 力量	16
7.3 認識	17
7.4 コミュニケーション	17
7.5 文書化した情報	18
7.6 ツール及び方法	19
7.7 戦略的インテリジェンスのマネジメント	19
7.8 知的財産のマネジメント	20
8 活動	20
8.1 活動の計画及び管理	20
8.2 イノベーションの取組み	21

	ページ
8.3 イノベーションのプロセス	22
9 パフォーマンス評価	25
9.1 モニタリング, 測定, 分析及び評価	25
9.2 内部監査	26
9.3 マネジメントレビュー	27
10 改善	28
10.1 概論	28
10.2 逸脱, 不適合及び是正処置	28
10.3 継続的改善	29
参考文献	30
解 説	31

まえがき

この規格は、産業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人 Japan Innovation Network (JIN) 及び一般財団法人日本規格協会 (JSA) から、産業標準原案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

イノベーション・マネジメント—イノベーション・ マネジメントシステム—手引

Innovation management—Innovation management system—Guidance

序文

0.0A 一般

この規格は、2019年に第1版として発行されたISO 56002を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

0.1 概論

組織がイノベーションを興す能力は、組織の持続的成長、経済の存続性、幸福度の増進及び社会の発展のための鍵となる要因として認識されている。

組織がイノベーションを興す能力には、組織を取り巻く個別状況の変化を理解して対応する能力、新たな機会を追求する能力、並びに組織内部及び外部の利害関係者との協働の中で、人々の知識及び創造性を最大限活用する能力が含まれる。

組織は、全ての必要な活動、及びその他の相互に関連又は相互に作用する要素がシステムとしてマネジメントされることによって、より効果的かつ効率的にイノベーションを興すことが可能である。

イノベーション・マネジメントシステムは、組織がイノベーションのビジョン、戦略、方針及び目標を決定するとともに、意図した成果の達成に必要な支援体制及びプロセスを確立する際の手引となる。

この規格に従ってイノベーション・マネジメントシステムを実施することによって得られる便益は、次のとおりである。

- a) 不確実性をマネジメントする能力が向上する。
- b) 成長、売上、収益性及び競争力が高まる。
- c) 費用及び無駄が削減され、生産性及び資源利用の効率性が向上する。
- d) 持続可能性及び抵抗力が改善する。
- e) 利用者、顧客、市民及びその他の利害関係者の満足度が向上する。
- f) 製品・サービスのポートフォリオが持続的に更新される。
- g) 組織内部の人々がより積極的に参加しており、権限が与えられている。
- h) パートナー、協力者及び資金を引き付ける能力が向上する。
- i) 組織の評判及び価値が高まる。